

## 千葉県労働委員会行政文書管理規則の改正について

### 1 改正主旨

現行の千葉県行政文書管理規則における「行政文書」の定義（第2条第4号）では、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録（であつて、規則で定めるもの）」（以下「一時的電磁的記録」という。）は行政文書から除かれており、これは、千葉県個人情報保護条例及び千葉県情報公開条例における「行政文書」の定義においても同様である。

一方、今般、個人情報保護法の一部改正（令和5年4月1日施行分）により、地方公共団体にも同法が直接適用されることとなったところ（千葉県個人情報保護条例は廃止）、同法においては一時的電磁的記録も行政文書に含むこととされており、それとの整合を図る必要があること等から、知事部局では、千葉県行政文書管理規則及び千葉県情報公開条例の改正（＝行政文書から一時的電磁的記録を除く旨の規定の削除その他規定の整備）を行ったところである。

以上の状況を踏まえ、千葉県行政文書管理規則に準じている、千葉県労働委員会行政文書管理規則についても、所要の改正を行ったものである。

### 2 改正内容

- (1) 一時的電磁的記録についても「行政文書」に含めるため、第2条第3号ただし書口を削るとともに、所要の規定の整備を行った。
- (2) 個人情報保護法が適用され千葉県個人情報保護条例が廃止されたことにより、第12条第4項第2号で引用する法令及び条項の変更等を行った。
- (3) その他所要の規定の整備を行った。（第10条第2項）。

### 3 施行期日

令和5年4月1日